

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告のお知らせ

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税の申告納付につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび確定申告又は予定申告の関係書類を送付いたしますので、申告期限までに申告書等の提出及び申告額の納付をお願いいたします。

1 郵送書類

(1) 紙による申告の場合

区分	確定申告	予定申告
申告書	申告書(第6号様式又は第6号様式(その2)) 注1	申告書(第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)(同次葉含む)) 注1、2
同封書類	・法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告のお知らせ【本紙】 ・税率表 ・その他	

注1 収入金額等課税事業を実施している場合(所得等課税事業又は収入金額課税事業を併せて実施している場合も含む)は、様式(その2)による申告が必要です。様式(その2)を要する場合は、管轄の総合支庁に御連絡ください。

注2 仮決算に基づく中間申告の場合は、申告書(第6号様式又は第6号様式(その2))を改めて送付しますので、管轄の総合支庁に御連絡ください。仮決算に基づく中間申告は、予定申告による税額を超えない場合に限って行うことができます。

(2) 電子申告(eLTAXによる申告)の場合

納付書(領収済通知書、領収証書)を送付します。

2 申告期限

確定申告	その事業年度の終了した日から2か月以内。ただし、申告期限の延長の承認を受けている場合はその期限まで。 注3
予定申告	その事業年度の開始した日以後6か月を経過した日から2か月以内。 注4

注3 申告期限の日が土・日曜日、祝祭日等の休日の場合は、これらの日の翌日までとなります。

注4 予定申告書を提出する義務のある法人が、提出期限までに申告書を提出しなかった場合は、申告があったものとみなされ、当該税額の納税義務が生じますので、必ず期限内に納付してください。なお、本県では、申告があったものとみなす旨の通知を原則廃止しております。

3 確定申告書の添付書類

(1) 確定申告書の一般的な添付書類は下表のとおりです。 (◎:必ず添付 ○:該当する場合に添付 ×:添付不要)

添付書類	法人の区分	本店が山形県にある法人		本店が山形県以外の法人
		事務所等が県内のみある	事務所等が県外にもある	
山形県内に有する事務所又は事業所の所在市町村に関する明細書		○ 注5	×	×
欠損金額等及び災害損失金の控除明細書(第6号様式別表9)		○ 注6	○ 注6	○ 注6
外国の法人税等の額の控除に関する明細書(第7号の2様式)		○	○	○
控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書(第7号の2様式別表1)				
控除限度額の計算に関する明細書(第7号の2様式別表2)				
課税標準の分割に関する明細書(第10号様式)		×	◎ 注7	◎ 注7

注5 添付が必須である場合は、次のとおりです。(前事業年度の提出内容に変更がない場合は提出不要です。)

① 複数の市町村に事務所等がある場合 ② 事務所等の所在地を変更した場合

注6 当期の所得金額の計算で、欠損金を控除する場合又は欠損金を翌期に繰り越す場合は添付してください。

注7 当期が欠損であっても必ず添付してください。また、所得等課税事業、収入金額課税事業及び収入金額等課税事業のうち複数の事業を実施する場合は、事業ごとに作成する必要があります。

【添付書類について】本県では、添付書類の同封を行っておりませんので御了承願います。

山形県ホームページ(<https://www.pref.yamagata.jp>)の「県税様式(法人県民税・事業税・特別法人事業税)」からダウンロードしてください。ダウンロードできない環境にない場合は管轄の総合支庁に御連絡願います。

※ 本お知らせ及び税率表の各課税事業(税率表においては課税法人)の意味は下記のとおりです。

① 所得等課税事業:地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(以下の②、③以外の事業)(非課税事業を除く。)

② 収入金額課税事業:地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(送配電事業、導管ガス供給業、保険業等)

③ 収入金額等課税事業:地方税法第72条の2第1項第3号、第4号に掲げる事業(小売電気事業等及び発電事業等)

(2) 外形標準課税(付加価値割・資本割)に該当する場合は次の書類も併せて添付してください。

(添付区分 ◎:必ず添付 ○:該当する場合に添付 ×:添付不要)

添付書類	第6号様式別表番号	本店が山形県にある法人	本店が山形県以外にある法人
付加価値額及び資本金等の額の計算書	5の2	◎	◎
付加価値額に関する計算書	5の2の2	○	○
資本金等の額に関する計算書	5の2の3	○	○
特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	5の2の4	○	○
報酬給与額に関する明細書	5の3	◎	×
労働者派遣等に関する明細書	5の3の2	○	×
純支払利子に関する明細書	5の4	◎	×
純支払賃借料に関する明細書	5の5	◎	×
貸借対照表・損益計算書(e-Taxにより国税庁に提出した場合は提出されたものとみなします)	—	◎	×

注8 上記の添付書類以外にも、該当する場合には添付する必要がある書類があります。

注9 所得等課税事業、収入金額等課税事業を併せて実施する場合は、事業ごとに作成する必要があります。

(3) 連結法人及び通算法人は、次の書類を添付してください。(添付区分 ◎:必ず添付 ○:該当する場合に添付)

対象法人	添付書類	別表番号 注11	添付区分
連結	連結法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書	第6号様式1の3	◎
連結(通算)	控除対象個別帰属調整額の控除明細書 注12	第6号様式2の7	○
	控除対象個別帰属税額の控除明細書 注12	第6号様式2の8	○
通算	通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書	第6号様式1	◎
	控除対象通算適用前欠損調整額の控除明細書	第6号様式2	○
	控除対象合併等前欠損調整額の控除明細書	第6号様式2の2	○
	控除対象通算対象所得調整額の控除明細書	第6号様式2の3	○
	控除対象配賦欠損調整額の控除明細書	第6号様式2の4	○
	控除対象還付対象欠損調整額の控除明細書	第6号様式2の6	○
	税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書	第7号の2様式7	○

注10 過去に連結法人又は通算法人であった場合も提出が必要です。

注11 第6号様式別表番号は令和6年4月1日以後に開始する事業年度のものであります。

注12 連結法人から通算法人に移行した法人で、控除対象個別帰属調整額又は控除対象個別帰属税額の繰越がある場合は、別表2の7又は2の8の提出が必要です。

4 その他

- 郵送により申告書を提出される場合は、郵便又は信書便を利用されるよう御留意願います。その場合、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に申告があったものとして取り扱います。ただし、やむを得ず信書便指定業者以外の宅配便等を利用したときは、管轄の総合支庁に届いた日が申告日となります。
- 郵送による申告で、申告書の控えに受付印の押印が必要な場合は、申告書の控えとともに所定の額の切手を貼付し宛先を明記した返送用封筒を同封してください。
- 申告書に印字されている「法人名」、「所在地」等に変更がある場合、申告書を訂正のうえ提出してください。また、併せて「法人申告事項変更届出書」を提出してください。
- 山形県外に本店のある法人で、山形県内の事務所等(従たるものを含む。)を廃止した場合は、「法人の設立(事務所の開設)・解散・合併・清算終了申告書」を提出してください。

5 申告先・お問合せ先

本店及び主たる県内営業所の所在する市町村	管轄の総合支庁
山形市、上市市、天童市、山辺町、中山町、寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町、村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	山形県村山総合支庁 課税課 課税第三担当 〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 023-621-8124・8400(直通)
新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	山形県最上総合支庁 税務課 課税担当 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 0233-29-1228(直通)
米沢市、南陽市、高島町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	山形県置賜総合支庁 税務課 課税第二担当 〒992-0012 米沢市金池七丁目1番50号 0238-26-6015(直通)
鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	山形県庄内総合支庁 税務課 課税第二担当 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 0235-66-5428(直通)